

(参考資料) 諸外国の決算制度：会計検査院と決算審議

	ア	メ	リ	カ	イ	ギ	リ	ス	ド	イ	ツ	フ	ラ	ン	ス	日	本			
決算制度の特徴	特定の委員会ではなく、各委員会で行政監視（財務監査の確認を含む）活動を行う分散体制。質量ともに充実した情報を議会に提供する情報提供型の会計検査院（「議会の番犬」と呼ばれる）を擁する。				会計検査院との緊密な連携の下、下院決算委員会が改善勧告を含む報告書を自ら年間 40 件から 70 件作成。改善勧告に対する行政府の回答も審議日程に組み込んだ完成度の高い決算システム。上院は決算審議を行わない。				基本法を抛り所に、執行中や予算編成中でも予算や経済運営に関する助言を行う権限を有するなど広範な任務を有する会計検査院が提供した情報を基礎に、議会が行政府に改善措置を求める。				会計検査院は、司法機関の地位と機能を有する。検査官は司法官の身分を有する。決算は、予算法の一種としての「決算法案」という形式で議決される。							
会 名 称	Government Accountability Office（GAO）				National Audit Office（NAO）				Bundesrechnungshof（BRH）				Cour des comptes				会計検査院			
設置根拠	1921 年予算及び会計法				1983 年国家会計検査法				基本法第 114 条第 2 項				憲法第 47 条第 6 項				憲法第 90 条			
地 位	立法補佐機関。行政府から独立。				行政府から独立。院長は下院役員。				連邦政府から独立の地位。				議会、政府から独立。司法機関				独立機関。内閣に対して独立。			
院 長 の 任 命	上院の助言及び承認に基づき、大統領が任命。罷免は両院の共同決議がある場合のみ可能。任期は 15 年間。				決算委員長長の同意の下、首相が発議し、下院の上奏により、女王が任命。罷免は、両院の上奏に基づき、女王が解任する場合のみ。				連邦政府の推薦に基づいて、連邦議会と連邦参議院が選出し、大統領が任命。任期 12 年間。定年 65 歳。				閣議において任命（憲法 13 条第 4 項）、司法官であり、厳格な身分保障がある。				両議院の同意を経て、内閣が 3 人の検査官を任命。検査官の内から互選した者を内閣が院長に任命			
職 員 数	(2002 年度) 3,210 人				(2002 年度) 765 人				(2003 年度) 704 人				(2002 年度) 585 人				(平成 15 年度) 1,257 人			
予 算	4 億 4,260 万ドル（約 486.9 億円）				6,394 万ポンド（約 111.9 億円）				7,523 万ユーロ（約 97.8 億円）								196 億 2,535 万円			
検査対象の規模	(参考) 連邦予算「統合予算」 2 兆 900 億ドル（約 229.9 兆円）				6,500 億ポンド（約 113.8 兆円）				5,000 億ユーロ（約 65 兆円）				義務的検査対象は国、政府関係機関、国有企業と社会保障機関。他に任意的検査対象がある。				(参考) 一般会計、特別会計及び政府関係機関の純計 234.7 兆円			
会 計 年 度	10 月 1 日～翌年 9 月 30 日				4 月 1 日～翌年 3 月 31 日				1 月 1 日～12 月 31 日				1 月 1 日～12 月 31 日				4 月 1 日～翌 3 月 31 日			
議 会 会 期	1 月～10 月又は 11 月頃				10 月末又は 11 月初頭に始まり、1 年間				会期の概念なし				10 月～翌年 6 月				常会は 1 月中に召集、会期は 150 日間			
議 会 と 決 算 等 の 審 議 形 態	(1) 議会会期の初日に、前会計年度の国庫収支実績などの財務情報（現金主義）を、『合衆国政府収支残高総合報告書』として議会に提出する。但し、GAO の検査対象ではない。 (2) 各省庁に置かれる監察総監は半年毎に監察総監報告（監査報告・調査結果などを含む）を各省庁長官に報告する。各省庁長官は長官コメント等の報告と共に、これを歳出委員会又は歳出委員会小委員会に提出する。 (3) 90 年代の一連の立法により、財務管理制度の改革が進行中。各省庁長官は発生主義準拠の監査された財務報告を議会と OMB 長官に毎年提出する。財務省は連邦政府全体の発生主義準拠の連結財務報告を大統領・議会・OMB 長官に毎年提出し、GAO がこれを監査。				報告書（決算と NAO の決算検査報告が一体となったもので、議定費歳出予算はほぼ省庁別に 18 分冊に分かれている）を下院へ順次、提出				大蔵省が決算を連邦議会、連邦参議院及び BRH に提出。連邦議会と連邦参議院に対しては、連邦政府の予算執行の「責任解除」（議会がその年度の予算執行に係る政府の責任を解除すること）を求める「動議」という形式。 BRH は決算の確認を含む『予算執行及び経済運営に対する所見』を報告書として、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に提出する。 1969 年の基本法改正により、BRH は「直接」議会に報告書を提出する形となった。この改正により、BRH はより議会に近づいたとの評価あり。				予算法案の一類型としての「決算法案」と決算法案の附属資料として「決算法案に関する会計検査院報告」を提出。 決算法案は、各年度の財務実績（収入の収納額と支出の支払命令額）を確認し、必要がある場合には、その実績と予算法による見積りとの差額を承認するもの。 共和国大統領あての「一般検査報告」を会計検査院が議会に提出。				会計検査院から送付を受けた決算検査報告を付して、内閣が決算を国会に提出。			
プ ロ グ ラ ム 評 価 の 議 会 へ の 提 出 形 態	調査を要求した両院の各委員会の委員長や個別の議員に提供する。2002 年度は年間約 1,200 件。各省庁長官は、改善措置を説明する文書を上院政府問題委員会と下院政府改革委員会に 60 日以内に提出する。両委員会に提出して 60 日が経過した後の、最初の予算要求時に、両院の歳出委員会に対して、各省庁長官は当該文書を提出する。				NAO が VFM 検査報告書（プログラム評価）を作成し、「随時」下院へ提出する。年間約 60 件。				BRH が特に重要な事項について、随時報告を作成し、「随時」連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に報告する。年間 30 件から 40 件。				(1) 特に強調することを望む重要主題について、個別検査報告を公表。年間 5 件程度。 (2) 財政委員会からの検査要請を受けて検査を行うが、これは作成後直ちに委員会に提出する。提出された報告書の公表時期・方法については財政委員会が決定する。				(1) 経済性・効率性・有効性の観点から行った検査、国会からの検査要請に基づく事項、特定検査状況（国民の関心が極めて高い事項に関する検査の状況をいう）は毎年の『決算検査報告』に記載する。 (2) 国会からの検査要請に基づく事項は、要請した院の長に対して、会計検査院長が報告する。			
審 議 手 順					下院決算委員会 下院本会議 行政省庁は決算委員会報告書の勧告を受け、3 ヶ月から 5 ヶ月後に改善措置の回答「大蔵省覚書」を議会に提出				連邦議会 会計検査委員会 予算委員会 本会議 連邦参議院 大蔵委員会 本会議				下院財政委員会 下院本会議 上院財政委員会 上院本会議 慣例により、下院先議				衆議院：本会議で概要報告 決算行政監視委員会 本会議 参議院：本会議で概要報告 決算委員会 本会議			

	ア	メ	リ	カ	イ	ギ	リ	ス	ド	イ	ツ	フ	ラ	ン	ス	日	本
(つづき) 議 会 と 決 算 等 の 審 議	委員会の 任務、構 成と特徴	(1)『合衆国政府収支残高総合報告書』に対し ては、決算委員会に相当する単独の委員会での 審議はない。 (2)監察総監報告が提出される歳出委員会は、 毎年度の13本の歳出予算法を審議作成する。 歳出委員会は13の小委員会を有す。分権的な 予算編成体制に対応し、財務監査も議会に分権 的な体制で提出される。予算編成過程へのフィ ードバックのためにも有効である。		下院 (1)決算委員会は、NAOの決算検査とVFM 検査の報告書の中から選択した案件を審査 し、改善勧告を含む決算委員会報告書を自ら 作成する。1会期に40件から70件の報告書 を作成。 (2)決算委員会 16名 (3)決算委員長は慣例により、野党から選出さ れる。決算委員会報告書は全会一致で作成。 非党派性が特徴。 上院 決算審議は行わない。		連邦議会 (1) 予算委員会の小委員会である会計検査委 員会が責任解除の動議とBRHの所見を審 査。(BRHの所見中の指摘事項に関係する各 委員会も並行して、所見を審査。)会計検査委 員会の提案に基づき、予算委員会が「議決勧 告及び報告」を作成。 (2) 予算委員会 41名、会計検査委員会 15名 (3) 慣例により、予算委員長は最大野党から、 会計検査委員長は最大与党から選出される。 連邦参議院 (1) 連邦議会の手続よりも簡略。大蔵委員会は 責任解除の動議とBRHの所見を審査し、責 任解除を与えるべきとする委員会の勧告を本 会議に提出する。 (2) 特徴的なのは、各州が連邦各省を担当する 仕組み。ある省を担当する州が決算を持ち帰 り、州政府で精査。予算審査の担当に対応。 (3) 大蔵委員会 16名(各州から1名)		下院 財政・一般経済・計画委員会 80名 上院 財政・予算管理・国民経済計算委員会 43名 下院財政委員会では、経済財政産業大臣の報 告、総括報告者の報告、各会派議員の発言、 総括報告者の答弁、法案の逐条審議と採決、 法案全体の採決の順で議事が進む。 本会議では、総括報告者報告、予算担当大臣 発言、一般討論での各会派議員発言、法案の 逐条審議と採決、法案全体の審議と採決の順 で議事が進む。 上院についてもほぼ同様である。		衆議院 決算行政監視委員会 40名 参議院 決算委員会 30名							
	審議日程	【法定 ()内は国防費】 翌会計年度中に、以下のとおり議院に提出 11.30(12.31) 各省庁が決算をNAO院長に提 出 1.15(1.31) NAO院長が大蔵省へ決算検査を 提出 1.31(3.15) 大蔵省が決算と決算報告を議院へ 提出 【実態：2000年度決算】 2001.3.31 2000年度予算の会計年度終了 2001.7.4～2002.1.18 各省庁が決算を順次提 出 2001.7.4～2002.1.30 NAO院長が決算検査 済みを順次証明 2001.11.23～2002.2.28 決算と決算検査が下 院に順次提出される 2001.10.24 01-02 議院会期での決算委員会 の実質審議の初日(プログラム評価を審査) 2002.2～ 行政省庁が大蔵省覚書を順次提出 2003.1.29 下院本会議で決算委員会報告書と 大蔵省覚書を審議・議決		【法定】 翌会計年度中に、連邦議会と連邦参議院に提出 すること 【実態：2001年度決算】 2001.12.31 2001年度予算の会計年度終了 2002.4 連邦大蔵省は決算書を作成し、連邦議 会、連邦参議院及びBRHに提出 2002.10.16 BRHは決算検査所見を連邦議 会、連邦参議院及び連邦政府に提出 2003.1.30 連邦議会 責任解除を求める動議が 予算委員会に付託される 2003.2.14 連邦参議院 討論を行うことなく、 財政委員会の勧告に従うことを議決 2003.6.25 連邦議会予算委員会「予算委員会 議決勧告及び報告」を議決 2003.9.9 連邦議会本会議 予算委員会の勧告 を可決、責任解除を与える議決		【法定】 以前は、翌会計年度末までに決算法案と会計検 査報告を議院に提出することとされていた。 2001年予算執行法(原則として2005年1月1 日より施行)により、翌会計年度6月1日(2004 年度決算法案までは6月30日)までに議院に 提出することが義務づけられた。さらに、 <u>同法</u> <u>により、前年度の決算法案が当該議院における</u> <u>第1読会において採決されるまでは、当該議院</u> <u>において翌年度の予算法案は審議できないよ</u> <u>うになった。</u> 【実態】 2002.12.31 2002年度予算の会計年度終了 2003.6.24 会計検査院は議院に会計検査報告 を提出 2003.6.26 2002年度決算法案の議院提出 2003.9.25 2004年度予算法案の議院提出 2003.10.1 下院第1読会で2002年度決算法案 可決 2003.10.9 下院で2004年度予算法案の審議開 始 2003.10.27 決算法案 上院可決・成立 (参考 新法が適用される前の決算法案) 2001.7 1998年度と1999年度決算が同時成立		【法定】 内閣の会計検査院への決算の送付期 限は、翌年度の11月30日まで。 会計検査院の検査を経た決算は、翌年 度開会の常会において国会に提出す るのを常例とする 【実態】 14.3.31 平成13年度予算の会計年度 終了 14.9.27 内閣の会計検査院への平成 13年度決算の送付 14.11.29 会計検査院の検査結果の内 閣への回付 15.1.20 平成13年度決算及び検査報告 の国会提出 15.6.16 参議院で平成13年度決算議 決 15.7.15 衆議院で平成13年度議決議 決									
行政省庁の対 応状況	(「決算と検査報告等の議院への提出形態」の 欄の(2)と「プログラム評価の議院への提出形 態」の欄の2段落目を参照)		行政省庁は「大蔵省覚書」で、改善勧告の受け 入れ等を表明。決算委員会報告書等の勧告の 90%以上が受け入れられている。改善状況に ついてはNAOがフォローアップ。		BRHの所見の2年後に、BRHの勧告の議院 による採択状況、行政省庁による改善措置状況 に関する報告がBRHから報告書の形で発表さ れる。		警告決議があった場合、衆議院では当 該決議に係る各省庁が講じた措置を 内閣から文書で議長に報告。参議院で は次年度の決算委員会総括質疑の冒 頭で財務大臣から報告。										

(参考文献) 片山信子「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院と決算審議」『Issue Brief - 調査と情報』434号、2004年1月15日、参議院決算委員会調査室次席調査員 藤田昌三ほか『欧州の議院における決算審査制度等に関する実情調査に関する報告書』2004年1月、栗原毅「ユーロ時代のフランス経済 第11回」『ファイナンス』2003年12月号、各国会計検査院ホームページ、各国民議会ホームページ、各国予算書